放送大学神奈川同窓会　会則施行規程〔事務局〕

（根　拠）

第1条　この放送大学神奈川同窓会（以下神奈川同窓会という）会則施行規程〔事務局〕（以下施行規程〔事務局〕という）は放送大学神奈川同窓会会則第 20 条および 30 条により定める。

（目　的）

第2条　この施行規程〔事務局〕は神奈川同窓会の活動を円滑に行うために、事務局の役割を定めることを目的とする。

（構　成）

第3条　事務局は事務局長および理事により構成される。

（役　割）

第4条　事務局の役割は原則として次の通りとする。

1. 総会、役員会等準備ならびに議事録の作成に関する事項
2. 名簿管理、入会手続きに関する事項
3. 会計に関わる手続き、整理及び保管に関する事項
4. 会報「波濤」編集および発送に関する事項
5. ホームページ、メーリングリストの管理に関する事項
6. その他会則第 7 条に定められた活動の支援

（改　定）

第5条　本施行規程〔事務局〕は必要により改定するものとする。

付　記

（制定と改定来歴）

制　定　2022 年（令和 4 年）12 月 10 日役員会にて制定施行する。